

第15節 保健衛生・防疫体制整備計画

保健衛生・防疫体制整備計画

□環境課

□学校教育課

□農林水産課

【基本方針】

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、保健福祉環境事務所や家畜保健衛生所等の関係機関との連携・協力のもと、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

【計画目標】

1. 保健衛生・防疫活動要領への習熟

市及び関係機関は、第Ⅲ編第2章第15節「保健衛生・防疫対策計画」に示す活動方法・内容に習熟するとともに、職員の資質の向上のため、研修等を行う。

2. 防疫用薬剤及び器具の備蓄

市は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から関係事業者との連絡体制や調達応援体制など、それらを確保するための体制の確立に努める。

3. 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施すものとする。また児童・生徒等に、災害時における保健衛生管理についての十分な指導を行うものとする。

4. 家畜防疫への習熟

市及び関係機関は、第Ⅲ編第2章第15節「保健衛生・防疫対策」に示す活動方法・内容について習熟する。